

改正

平成19年 3 月29日 告示第43号

平成22年 3 月17日 告示第67号

平成27年 3 月31日 告示第58号

平成28年 4 月 1 日 告示第91号

平成31年 3 月20日 告示第34号

令和 2 年 3 月27日 告示第58号

印西市地域密着型サービス運営協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「密着型サービス」という。）の利用促進並びに介護保険の円滑な実施を図るため、介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定に基づき、印西市地域密着型サービス運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 密着型サービスの費用の額の決定
- (2) 密着型サービスの事業者の指定
- (3) 密着型サービスに従事する従業者に関する基準の決定
- (4) 密着型サービスの事業者の設備及び運営に関する基準の決定
- (5) 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の決定
- (6) 密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が、密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者の代表
- (2) 介護保険に関し学識経験等を有する者
- (3) 介護保険に関する事業に従事する者
- (4) その他密着型サービスの実施に関し、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の書面開催)

第7条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により委員の意見又は賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 会長は、前項の場合において、指定の期日までに到着しない意見又は賛否は、議決の数に加えないものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(新たに委嘱される委員の任期)

2 印旛村及び本埜村の編入の日から平成24年3月31日までの間に新たに委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月29日告示第43号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日告示第67号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第58号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第91号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日告示第34号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第58号)

この告示は、公示の日から施行する。